

電気料金メニュー約款

(取次用)

【低圧動力】

【四国電力管内】

2022 年 4 月 1 日実施

伊藤忠エネクスホームライフ四国株式会社

目次

第1条	適用	1
第2条	定義	1
第3条	料金メニュー約款の変更	1
第4条	契約種別.....	2
	標準メニュー【e コトでんき!低圧動力】	2
	(1) 適用条件	2
	(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	2
	(3) 契約電力	2
	(4) 電気料金	3
	(5) その他.....	4
第5条	契約超過金	4
第6条	日割計算.....	4
附	則.....	6
別紙1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	7
別紙2	燃料費調整	8
別紙3	日割計算の基本算式	11

第1条 適用

伊藤忠エネクスホームライフ四国株式会社（以下、「当社」といいます。）は小売電気事業者である伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社（以下、「小売電気事業者」といいます。）が供給する電気に関する需給契約の取次ぎを行っており、この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

2. その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

3. 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月末日までの期間、2月1日から4月末日までの期間、3月1日から5月末日までの期間、4月1日から6月末日までの期間、5月1日から7月末日までの期間、6月1日から8月末日までの期間、7月1日から9月末日までの期間、8月1日から10月末日までの期間、9月1日から11月末日までの期間、10月1日から12月末日までの期間、11月1日から翌年の1月末日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

4. 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第4条 契約種別

標準メニュー【e コトでんき!低圧動力】

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する需要に適用いたします。

- (a) 契約電力が〔原則として〕50キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

〔ただし、1需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。〕

(c)月々の電気料金請求方法がWeb請求である事。

(d)支払い方法はクレジット引落である事。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、標準周波数は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに別紙1（一般送配電事業者ごとの標準周波数）に定めるとおりといたします。

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。〔ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。〕

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) $\times$ 電圧 (ボルト) $\times 1/1000$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) $\times$ 電圧 (ボルト) $\times 1.732 \times 1/1000$

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款 13（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1028 円 70 銭
-----------------	-------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
契約電力乗ずる 80 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	15 円 80 銭	14 円 36 銭
上記超過 1 キロワット時につき	23 円 10 銭	23 円 10 銭

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(5) その他

- (a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

第 5 条 契約超過金

1. お客さまが契約電力をこえて電気を使用されたことにより、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者から契約超過金を求められた場合、お客さまは、当社に対して当該契約超過金を支払っていただきます。
2. 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、お客さまにその料金とあわせて支払っていただきます。ただし、当社が別途支払期日を定めた場合は、その期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。

第 6 条 日割計算

当社は、お客さまが本契約にもとづく電気の供給を開始した場合または本契約を終了した場合は、以下により電気料金を算定します。

- (1) 当社は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号、同(2)号、同(3)号もしくは同(4)号または第 2 項(1)号、同(2)号もしくは同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。
 - (a) 基本料金は、別紙 3（日割計算の基本算式）1.(1)により日割計算をいたします。

- (b) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別紙 3（日割計算の基本算式）1.(3)により算定いたします。ただし、電力量料金の料金適用上の電力量区分については、別紙 3（日割計算の基本算式）1.(2)により日割計算をいたします。
 - (c) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別紙 3（日割計算の基本算式）1.(4)により算定いたします。
 - (d) 前各号によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(1)号または第 2 項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。
- また、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）第 1 項(2)号または第 2 項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

附 則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2022 年 4 月 1 日より実施します。

別紙 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の使用電力量とします。
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とし、以下本別紙 2 において同様とします。）からその翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。
4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2.の使用電力量に上記 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。
5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置
再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記 4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。
なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

別紙 2 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格 (円)}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。なお、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とし、最低料金適用電力量とは 1 契約につき最初の

11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：◎費調整単価算出係数等

項目			値
係数		α	0.2104
		β	0.0541
		γ	1.0588
燃料価格		X	26,000
基準単価	最低料金が 適用される 契約種別の場合	1 契約につき 最初の 11 キロワット時 まで	2 円 15 銭 6 厘
		上記をこえる 1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
	最低料金が 適用されない 契約種別の場合	1 キロワット時につき	19 銭 6 厘

別紙3 日割計算の基本算式

1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 - (1) 基本料金、または最低月額料金を日割りする場合
1月の該当料金×(日割計算対象日数／前月の検針日が属する月の暦日数)
 - (2) 電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合
各段階料金適用電力量＝各段階の閾値×(日割計算対象日数／前月の検針日が属する月の暦日数)
算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。
 - (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします。
 - (1) 電気の供給を開始した場合
供給開始日の属する月の暦日数といたします。
 - (2) 本契約が終了した場合
本契約の終了（解約または解除を含みます。）日が属する月の暦日数といたします。
 - (3) 一般送配電事業者があらかじめ定めた検針日と翌月の検針日との間に電気の供給を開始し、かつ本契約を終了した場合
供給開始日の属する月の暦日数といたします。
3. 本約款第13条（料金の算定および算定期間）第1項(2)号または第2項(2)号に該当する場合の上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。
4. 1.から 3.にいう検針日は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量日と読み替えて適用します。